

# ゆざわジオパークか<sup>で</sup>だり隊認定制度要綱

## 目的

ゆざわジオパークの地域内にある宿泊業者や飲食店などを中心とした事業者を対象に、ジオパークならびにジオツーリズムの普及推進を図ること、さらには、地域内外の幅広い訪問者に対してジオパークの話題提供ができる環境を整えることを目的として、市民応援隊「ゆざわジオパークか<sup>で</sup>だり隊（以下「か<sup>で</sup>だり隊」という）」認定制度を設ける。

## 認定対象の事業所

ジオパーク推進の意志があり、なおかつ、認定を希望する市内商業事業所とする。

## 認定制度の概要

- (1) 認定対象の事業所における事業主あるいは所属の従業員が次の各号のいずれかの条件を満たし、認定申請を行った場合にか<sup>で</sup>だり隊として認定する。
  - ア 平成 24 年度から平成 25 年度までの間でゆざわジオパークガイド養成講座の初級以上を修了したこと、あるいは、平成 26 年度以降のゆざわジオパークガイド養成講座を修了したことがあること。
  - イ ジオパーク誘客キャンペーンへの参加実績があること。
  - ウ 「か<sup>で</sup>だり隊認定講習会」を受講したことがあること。
- (2) 認定者には、認定後速やかに、湯沢市ジオパーク推進協議会（以下「推進協議会」という）からの認定証、インフォメーションボードのほか、各種グッズを配布する。また、広告媒体やゆざわジオパーク認定ガイドなどを通じてか<sup>で</sup>だり隊を宣伝していく。
- (3) 認定者は、ジオパークの周知に努めること。
- (4) 認定者は、随時行われるジオパークに関連する講習会や催事などに積極的に参加し、常にジオパークに関する最新情報の習得に努めるものとする。
- (5) 認定期間を 1 年間とする。ただし、認定継続願（別紙第 1）の提出により 1 年ごとに更新できるものとする。

## 認定制度の普及

湯沢商工会議所やゆざわ小町商工会といった協議会構成団体の協力を得て、各事業者に対して勧誘を行うなど積極的な普及を図る。

## 制度の開始時期

- 附則 この制度は、平成 26 年 3 月 1 日から始まるものとする。  
この制度は、平成 27 年 3 月 31 日から始まるものとする。  
この制度は、平成 28 年 4 月 1 日から始まるものとする。  
この制度は、令和 2 年 4 月 22 日から始まるものとする。

(別紙第1) 認定継続願

年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 様

湯沢市ジオパーク推進協議会会長

ゆざわジオパークかたり隊認定継続願

以下の項目を記入し、本紙写しを湯沢市ジオパーク推進協議会へご返信ください。  
(締切り 年 月 日)

申請組織名		
住所		
申請代表者氏名		
連絡先	TEL FAX	E-mail ※ある方のみ
情報の取得方法 ※□内に✓ (複数可)		<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> E-mail

湯沢市ジオパーク推進協議会事務局  
〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号  
(湯沢市役所 観光・ジオパーク推進課内)  
TEL 0183-55-8195 / FAX 0183-79-5057  
E-mail geopark@city.yuzawa.lg.jp